

## 第10章 サラ金・クレジット事件に関する特別

(特別)

第49条 債権者が、いわゆるサラ金又はクレジット会社等消費者を対象とする金融業者であるサラ金等被害者救済業務の報酬基準は、次のとおりとする。

### 1 任意整理

任意整理事件については、次の基準による。ただし、資産売却、債権取立を伴う任意整理事件、事業者の任意整理事件等については、第28条の定めるところによる。

①費用は、依頼者の負担とする。

②着手金

債権者2人以内 5万円

債権者3人以上 債権者1人当たり2万円

③報酬金

次の各号の合計金額とする。さらに、利息制限法の引き直しにより過払金返還を受けたときは過払金の2割を加算した金額とする（ただし、第28条に定める額を超えないものとする。）。

イ 業者の請求額を減額させた額の10%

ロ 業者の請求額から利息・遅延損害金を減額させた上で2年以上の長期分割弁済とした場合は、分割元本額の5%

### 2 自己破産・免責申立て

自己破産・免責申立てについては、次の基準による。ただし、債権者数30名超事業者の自己破産・免責申立事件については、第26条に準じる。

①費用は、依頼者の負担とする。

②着手金

イ 非事業者 債権者数及び負債額にかかわらず、30万円

ロ 事業者（債権者数30名以下） 債権者数及び負債額にかかわらず、50万円

③報酬金

依頼者の免責決定が確定したときに限り、次の報酬金を受け取ることができる。

イ 着手金が30万円に満たなかった場合は、30万円から着手金の額を差し引いた額以下の額

ロ 免責について異議が出たり、一部弁済を指示される等複雑な事案について免責決定が確定した時は、20万円

④破産手続中に、破産債権者から、取立訴訟を提起されて事件を受任するときは、②及び③の着手金及び報酬金とは別に、取立訴訟事件の着手金及び報酬金の合計額とし

て訴訟1件当たり10万円を受け取ることができる。

### 3 個人債務者の民事再生申立て

個人債務者の民事再生申立てについては、次の基準による。

①費用

費用は、依頼者の負担とする。

②着手金

債権者数及び負債額にかかわらず、30万円。ただし、住宅資金特別条項を適用する案件又は特別に困難な案件は、40万円とする。

③報酬金

なし。

④再生計画履行補助費用

再生計画の履行補助の費用は、月額2千円（金融機関の振込手数料は除く。）とする。

⑤再生計画の変更申立て又は民事再生法第235条に定める免責の申立て

再生計画の認可後に、再生計画の変更申立てや民事再生法第235条に定める免責の申立てを受任する場合は、別途、着手金及び報酬金を受け取ることができる。ただし、その合計額は、10万円とする。

### 4 訴訟

取立訴訟については、着手金及び報酬金とも第16条に準じる。